農作物の残茎等の適正な処理について

長野県農政部農業技術課

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）により、野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は原則禁止されています。

一方で、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に限り「焼却禁止」の例外とされていますが、農業にかかわる焼却行為の全てが焼却禁止の例外とされているわけではありません。周囲の生活環境への影響が最小限となるように、焼却によらない処理にこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

また、平成 28 年から令和６年までの農作業死亡事故発生状況では、畑の枯草等の焼却作業中に火が着衣に燃え移る等の死亡事故が全体の 16%を占めています。

こうした状況の中で近年、農地周辺の住民や観光客から、残茎等の焼却により発生する煙や臭い等について指摘や苦情が寄せられています。

さらに、環境省が近年行った調査によれば、気象条件等によっては農作物の残茎等の焼却により微小粒子状物質（PM2.5）質量濃度の上昇に、直接的に影響を与える場合があるとされています。

（環境省ホームページリンク：微小粒子状物質と野焼き行為との関連について https://www.env.go.jp/air/osen/pm/ca/300327noyaki.html）

農業者の皆様にはこのような状況を十分に御理解いただき、下記の事項に御留意の上、焼却によらない農作物の残茎等の適正な処理について、一層の取組をお願いします。

記

１　農作物の残茎等(稲わらや果樹のせん定枝等)を処分する場合、法律上、事業系一般廃棄物となり、その処理については排出者である農業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。

２　農作物の残茎等は、やむを得ない場合を除き堆肥の原料、土壌改良資材又は敷わらなどに活用するなど、適正に処理してください。

【参考】リンゴせん定枝を、チップ化してほ場全面に均一散布することで、焼却を回避し、地球温暖化防止に役立ちます。（平成 21 年度普及に移す農業技術）

３　やむを得ず農作物の残茎等の野焼きを行う際には、住宅地周辺での焼却や強風時、洗濯物が干されている時間を避ける等周囲の生活環境への影響が最小限となるよう配慮してください。また、事前に消防署に届け出た上で、周囲への延焼、火災防止のための措置をしっかりと講じてください。

４　一般廃棄物である農作物の残茎等の処分に関して不明な点については、各市町村担当課へ確認のうえ、適正な処理をお願いします。